

承 諾 書

北塩原村防災行政無線戸別受信機のアナログ方式からデジタル方式へ機器を交換することに伴い、下記条件に基づき提出します。

記

- 1 設置する機器
北塩原村防災行政無線デジタル戸別受信機
- 2 設置の条件
 - (1) 村に住民登録されている全世帯（一般）に一世帯（一戸）1台無償貸付とする。
 - (2) 二世帯住宅等で生活されている場合は①と②に限り世帯ごとに各1台ずつ無償貸付する。
 - ①ひとつの住宅で一部の空間を共有しているが通常世帯ごとに生活している部分共有型。
 - ②住宅の世帯ごとに別々に所有して生活している完全分離型。
 - (3) 村営住宅については、全戸に1台設置する。
 - (4) 特別な理由により戸別受信機が必要な方は別途協議する。
 - (5) 2台以上の設置が必要な方は、原則として2台目から有償とする。
- 3 管理方法について
 - (1) 機器の管理は、借受人が責任を持って行うこと。
 - (2) 電気料（月150円程度）、乾電池については、借受人が負担すること。（乾電池の交換は、概ね1年毎に行うこと。）
 - (3) 機器が故障、破損及び紛失した場合は、すみやかに村へ届け出ること。
 - (4) 機器が故障、破損及び紛失があきらかに故意的であるものについては、その修理及び購入に係る費用は借受人が負担すること。
 - (5) 借受人が村外へ転出した場合は、機器をすみやかに村へ返還すること。
- 4 外部アンテナの設置について
現地での電波調査により外部アンテナが必要な場合があります。
- 5 その他
戸別受信機設置するにあたり、設置及び管理に関して記載した内容（住所、氏名、電話番号）について村が指定した業者へ情報提供されること。

平成 年 月 日

北 塩 原 村 長 様

住 所

氏名（借受人）

㊞

電 話 番 号 ()